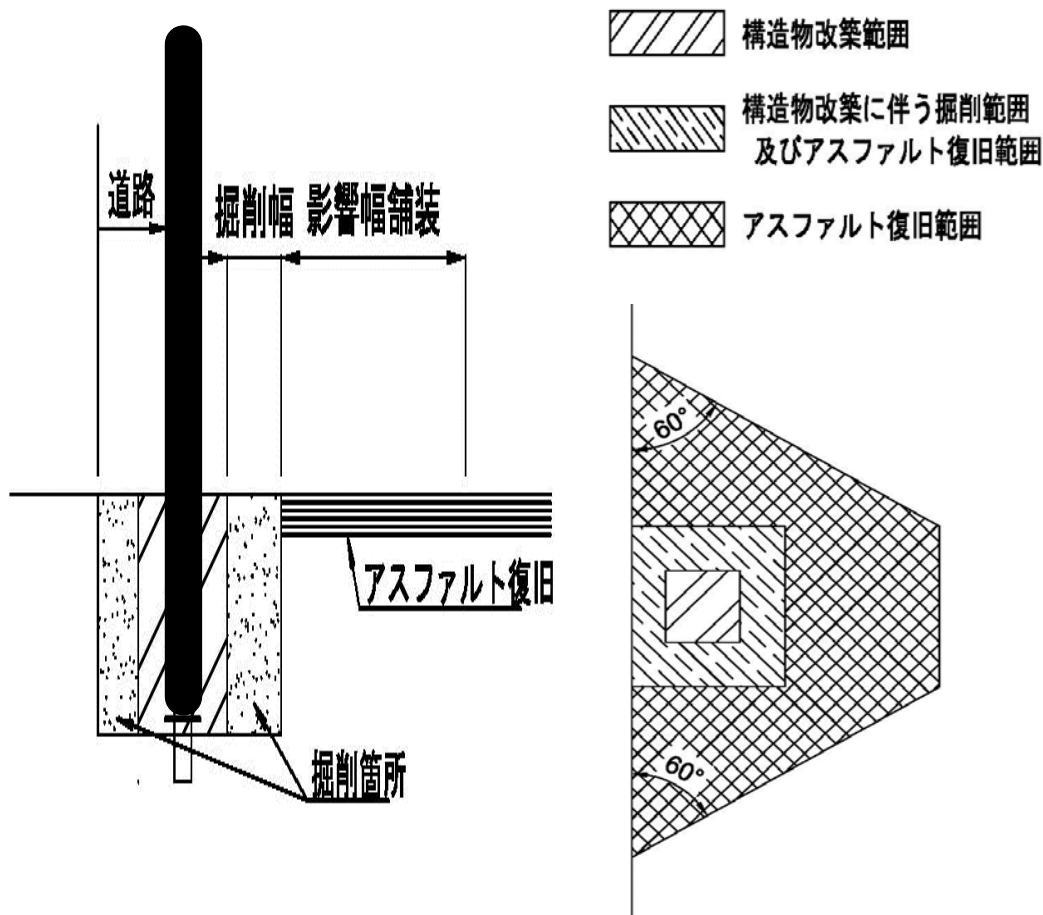


道路占用許可済み占用物の撤去に関するお願い

占用物例（防犯灯など）

【立面図】（例）



※上記については参考例となります。

詳細は松戸市管理道路の道路掘削・復旧等の基準（H31年度改定）をご確認ください。

占用物の撤去を行う際に、松戸市が管理する道路を掘削する場合は、道路工事施工承認申請書を提出し、許可を受ける必要があります。

撤去される際には、必ず事前に建設総務課・道路維持課までご相談ください。

事前相談なしに撤去をされた場合は、松戸市管理道路の道路掘削・復旧等の基準（H31年度改定）に準じ再度道路の復旧をしていただく可能性がございますのでご承知おきください。

047-366-7357（建設総務課 道路占用担当）

047-366-7358（道路維持課）